

資料3-1 エレベーター関係法令体系と今回のWG検討事項 ①

社会資本整備審議会答申においては「昇降機に設ける制動装置や制御器等の性能について、国土交通大臣の認定の対象とし…」とされており、今回のWGでは、建築基準法施行令第129条の8の一部、第129条の10に係る規定について、国土交通大臣認定の対象とするための枠組みについて主に検討する。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）と関連告示の体系

※) 必要に応じて特殊なエレベーターの装置も議論

【令第129条の11】
適用の除外

【令第129条の3】
適用の範囲（昇降機の定義）

H12国交省告示第1413号 特殊なエレベーター等の構造

【令第129条の4】
構造上主要な部分

【令第129条の6】
かごの構造

【令第129条の7】
昇降路の構造

【令第129条の8】
駆動装置及び制御器

【令第129条の9】
機械室

【令第129条の10】
安全装置（※制動装置含む）

【令第129条の5】
荷重

- H12 建設省告示第1414号 強度検証法
- H20 国交省告示第1494号 滑節構造の構造方法
- H20 国交省告示第1498号 索の滑車外れ防止
- H25 国交省告示第1047号 地震時の構造安全性検証
- H25 国交省告示第1048号 釣合おもりの脱落防止
- H12 建設省告示第1415号 特殊EVの積載荷重

- H20 国交省告示第1455号 かごの各部の構造方法
- H12 建設省告示第1416号 防火上支障がないかご

- H20 国交省告示第1454号 昇降路外からの接触防止
- H12 建設省告示第1416号 防火上支障がない昇降路
- H20 国交省告示第1454号 戸の施錠装置の基準
- H20 国交省告示第1495号 昇降路内突出物への措置

- H21 国交省告示第703号 装置の地震時転倒防止
- H12 建設省告示第1429号 制御器の構造方法

今回のWGの
主な議論対象

- H12 建設省告示第1423号 制動装置の構造方法
- H20 国交省告示第1536号 地震時管制連転装置の構造方法